

平成 27 年 度

野崎伸也君に対する懲罰特別委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

1. 野崎伸也君に対する懲罰の件について
1. その他

平成 27 年 7 月 6 日（月曜日）

野崎伸也君に対する懲罰特別委員会会議録

平成27年7月6日 月曜日

午後1時02分開議

午後1時21分閉議（実時間 12分）

○本日の会議に付した案件

- 1 野崎伸也君に対する懲罰の件について
- 1 その他について

○本日の会議に出席した者

委員長	田方芳信君
副委員長	古嶋津義君
委員	大倉裕一君
委員	亀田英雄君
委員	鈴木田幸一君
委員	成松由紀夫君
委員	前垣信三君
委員	増田一喜君
委員	村川清則君
委員	山本幸廣君
委員	幸村香代子君

欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

議会事務局

首席審議員

兼次長

國岡雄幸君

○記録担当書記

國岡雄幸君

梅野展文君

（午後1時02分 開会）

◎野崎伸也君に対する懲罰の件について

○委員長（田方芳信君） 定刻となり、定足数に達しておりますので、ただいまから野崎伸也君に対する懲罰特別委員会を開会いたします。

先般、7月3日に開催しました本委員会で、野崎伸也君に対する懲罰を戒告と決定いただいたところでございますが、本日は、その懲罰に伴う戒告案文につきまして、正副委員長案をたたき台とし、御協議願いたいと思います。いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

それでは、正副委員長案について、——ちょっと配ります。

配付させます。

（書記、配布）

○委員長（田方芳信君） 1回、書記のほうから朗読をさせますので、お願いします。

（書記、朗読）

○委員長（田方芳信君） それでは、正副委員長案について、何か御意見ありませんか。

前垣委員。

○委員（前垣信三君） 済みません、確認ですが、これは、あくまでも戒告ですから、最後のほうに、抵触したことの決定に至ったことを十分に踏まえ、発言部分の取り消しを求めるとともにというのがありますが、本人が取り消しをしなかった場合は、戒告はどうなるんですか。

（「関係ないでしょ」と呼ぶ者あり）

○議会事務局首席審議員兼次長（國岡雄幸君）

はい。

○委員長（田方芳信君） 國岡次長。

○議会事務局首席審議員兼次長（國岡雄幸君）

済みません、書記のほうから。

これは戒告文でありますので、強制力は伴っておりません。

本人からの発言の申し出がなければ、発言取り消しをすることはできないということになります。(委員前垣信三君「はい、わかりました」と呼ぶ)

済みません、議事録からの削除ということで、発言の取り消しです。議事録から削除することはできない。(委員前垣信三君「できないということですね」と呼ぶ) はい。(委員前垣信三君「拘束力は、ないですね」と呼ぶ) はい。(委員前垣信三君「わかりました」と呼ぶ)

○委員長(田方芳信君) ほかにありましたなら。(「なし」と呼ぶ者あり)

はい、大倉委員。

○委員(大倉裕一君) 2行目の第132条という次の明らかなという言葉なんですけれど、委員会全体としては、抵触が過半数という状況で、議決した部分もありますので、明らかなという部分は外していただけないかなと思います。

○委員長(田方芳信君) 増田委員。

○委員(増田一喜君) 結果として、抵触したと決定したんだから、明らかなですよ。

それは、それでいいと思いますよ。

私は、この文書で十分じゃないのかなと思います。あと余分なことを書く必要もないし、これが一番シンプルでいいんじゃないのかなと思います。

○委員長(田方芳信君) 亀田委員。

○委員(亀田秀雄君) 大倉委員の発言の趣旨は、もう——ここでは、抵触したということばしたという話でしょうが、そば、明らかにここにうたわんばんかという話ですよ。

抵触したと皆が認めた——皆というか、認めた委員が多かったけん、このような経緯に至ったんですから。

そこは、明らかに、わざわざうたう必要が

ありますか。ちょっと何かそこは、私も一瞬、見とったんですが。

明らかだいけん、出てくるわけでしょ。

○委員長(田方芳信君) ほかに、意見ありませんか。(委員増田一喜君「さっき言いました」と呼ぶ者)

はい、亀田委員。

○委員(亀田秀雄君) 下に、したがってという部分からずっと懲罰委員会に決定に至ったわけじゃなかですか。抵触したけん、決定に至ったんですから、下にもう一遍同じことをうたってある話だいけん、そこは明らかに、また要っとなか。今、ずっとちょっと考えとったことですから。

したがって、懲罰特別委員会においては、地方自治法第132条に抵触したとの、決定に至ったことを十分に踏まえと——。ここにあつじじゃなかですか。

○委員長(田方芳信君) 前垣委員。

○委員(前垣信三君) 考え方ですが、今、地方自治法第132条に——明らかなを抜きますと第132条に抵触する発言をし、もって、議会の品位を保持を著しく汚し云々とありますが、それでも文言は通じるような気がします。

いかがでしょうか。

○委員長(田方芳信君) ほかに、ありませんか。

はい、成松委員。

○委員(成松由紀夫君) 先ほど、増田委員が言われたように、戒告は、やはり議会中に市民の方々に説明するところもあるので、これがシンプルで、第132条に抵触したという決定に至ったことを十分に踏まえもそうですし、明らかにちゅうのは明らかにということで、長々いろいろ説明してあるわけじゃないんで、これでシンプルでいいんじゃないですかね。戒告ですから。と思います。

○委員長(田方芳信君) はい、亀田委員。

○委員（亀田秀雄君） だからですよ、第132条ば、また2回うとてあっじゃなかですか。ここを、もっとでけぬかなと思うて。

上で明らか——にていうて、下で地方自治法第132条に抵触したという。

上でうたって、また下でうたうわけですか。

○委員長（田方芳信君） 増田委員。

○委員（増田一喜君） 上はですね、明らかに抵触したということをいうし、今度は戒告にすることに対しての、これは一つの説明ですからね、上は上の説明、下は下の説明というふうに考えられるから、これはこれでよろしいからですね。

○委員長（田方芳信君） 亀田委員。

○委員（亀田秀雄君） したがって、懲罰特別委員会においては、その経緯に至ったことを十分に——上でうたえば、そこの第132条の分がかえって要らぬと。どっちかと思うとばってんですね、第132条ば、かえる。ここで

上で明らかというとならば、下は要らぬとじゃなかですか。

同じ説明になつとでしよ。

○委員長（田方芳信君） はい、古嶋委員。

○委員（古嶋津義君） じゃ、仮に明らかにというのを削除すれば、これでいいということですか。

○委員長（田方芳信君） はい、大倉委員。

○委員（大倉裕一君） もちろん、亀田委員がおっしゃってる部分と同じなんですけれども、したがってからの——この特別委員会の結果、判断ていうのが重きを置かれるべきだと思うんですけれども、この文面でいくと、前段の投げかけの部分がですね、強い口調でおっしゃられている部分があるので、そこの部分は文面を改めたほうがいいと私は思います。

○委員長（田方芳信君） はい、増田委員。

○委員（増田一喜君） やはり、懲罰の中にかかったわけだから、少しは、そういうきつい部

分もなければ、あんまり意味がないじゃないかなと思います。

私は、これでやっていっていいと思います。

同じことの繰り返しだもの。さっきから言うように。

○委員長（田方芳信君） はい、成松委員。

○委員（成松由紀夫君） これ、広報じゃなくて、懲罰なんで、やはりこれぐらいのことは、せめて——このほかにもいっぱい言いたいことがある人もいますけれども、だけど委員長、副委員長で考えられて、これだけシンプルに出されたんで、最低限これで——戒告ですから、これでいってほしいと思います。陳謝とか何とかということじゃないんで。（「原文に書いてあったつ」と呼ぶ者あり）（「これに沿うて書いてあつとたい」と呼ぶ者あり）（「ま、それはそうかも知れぬばってんですたい」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） 小会します。

（午後1時13分 小会）

（午後1時20分 本会）

○委員長（田方芳信君） 本会に戻します。

それでは、意見も出尽くしたようでありますので、正副委員長案について、お諮りいたします。

それでは、正副委員長の戒告の文面について、御協議いただいた内容とすることに、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手）

○委員長（田方芳信君） 挙手多数、と認め、この文面を正副委員長案の——正副委員長案の文面を戒告文とすることに決しました。

以上で、付託された案件の審査は終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会審査報告書及び委員長報告の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(田方芳信君) 御異議がありませんので、そのように決しました。

これをもって、野崎伸也君に対する懲罰特別委員会を閉会いたします。

お疲れ様でした。(「お疲れ様でした」と呼ぶ者あり)

(午後1時21分 閉会)

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

平成27年7月6日

野崎伸也君に対する懲罰特別委員会
委員長